

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の特例に関する経過措置)
第三条 第三条第二項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

2 第三条第三項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

3 第三条第四項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額について適用する。

附 則 (平成二十三年九月二二日政令第二九六号)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月三日政令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月一八日政令第五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二七日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三二日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二二日政令第三五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日政令第一六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。